

令和6年度第2回行政改革審議会

1 開催日時

令和6年9月4日(水) 14時00分～16時45分

2 開催場所

福岡県庁行政棟10階 特1会議室(オンライン併用)

3 出席者

津田純嗣 会長

池田祐香 委員

一坊寺麻希 委員

井上龍子 委員

権藤光枝 委員

佐々木久美子 委員

谷美紀 委員

中山哲志 委員

野田和之 委員

二又茂明 委員

南博 委員

安河内恵子 委員

4 審議の内容

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第2回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。

本日は、津田会長、池田委員、一坊寺委員、中山委員、野田委員は県庁にお越しになっての出席、井上委員、権藤委員、佐々木委員、谷委員、二又委員、南委員、安河内委員はリモートでの出席でございます。また、辻副会長、赤間委員、勢一委員からはご欠席の連絡をいただいております。二又委員におかれましては、所用により途中で退席されるとお伺いしております。

それでは、この後の議事につきまして津田会長にお願いしたいと思います。

【会長】

それでは、本日の議事に入ります。

議事の一つ目、「県庁DXに係る福岡県行政改革審議会からの提言」についてです。

前回の審議会におきまして、県の方から、行政改革大綱と福岡県DX戦略との関係性について説明いただき、現在のDX戦略の取組状況と次期DX戦略での取組の方向性についてご説明をいただきました。県において、今年度、次期DX戦略を策定するにあたり、行政改革と関連のある県庁DXの部分について、県職員の働き方改革をさらに推進するためにどういった取組が必要であるかについて本審議会からご意見をいただき、提言という形で取りまとめた、と説明をいただき、委員の皆様からは、民間でのデジタル化の動きを踏まえた県として目

指すべき姿や、市町村に対するデジタル化の支援など、県庁DXについての様々なご意見をいただきました。本日は、前回の審議会で皆様からいただいたご意見を「提言(案)」として形にしたものを資料としております。まずは、資料1について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございました。資料1についてご意見等があればお願いします。

(意見なし)

【会長】

よろしいでしょうか。よろしければ、これに基づいてまとめていただいた資料2の提言案について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございました。先ほどの説明の中でローカル5Gについて話がありましたけれども、ローカル5Gというのは工場の中の高速通信の制御とかで使われるようなものですので、ここの行政改革審議会の中身の範疇ということにはならないと私も思いますので、それは別途、別の機会に検討していただくということにしたいと思います。

ただいまの説明につきまして、もっと強調したい部分など、皆様の方から何かご意見ございましたらお願いします。

【委員】

1ページ目「はじめに」の部分と2ページの1ポツ目についてですけれども、目的というのは、県職員が、働き方改革や業務効率化だけではなくて、DXを推進することによって、例えば内部管理事務とか、直接的には県民生活、サービスに直結しない部分を効率化して、その空いた時間というか、余力が出た時点で県民サービスを充実させるという、どちらかというとそういうフローじゃないかなという気がして。そこが、例えば「はじめに」のところも逆になっていて、上から4行目に「県民サービス向上と職員の負担軽減を図ること」となっているのですが、その負担軽減を図ることによって、職員がもっと県民サービスの向上に力を割けるというのが、職員の働き方改革でいくと、その視点ではないかなという気がしましてですね。

【会長】

今のご意見は皆さんどうでしょうか。ご意見ありませんでしょうか。

私の意見ですがよろしいでしょうか。やはり、県民に対して県庁が関わるべきという元々の目的が一番上に来るべきだと私は思います。要は、県庁が県民に対してやることがまず一番上にあって、それに対してサービスをアップしていく上での方法論として、行政改革で時間を作り出したり、デジタル化を進めたりということがあると思いますので、県民が先に来るという形が私は良いと思いますけれども。皆さんの意見はどうでしょうか。

<意見なし>

【会長】

よろしいですか。それではこれを提言として前に進めさせていただきたいと思います。この提言については、私の方から県に提出するという形になると聞いております。県におかれましても、この提言をしっかりとDX戦略に反映していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次の議事に入ります。外部評価です。事務局からお願いします。

【事務局】

それではまず外部評価の進め方について、簡単にご説明いたします。

(事務局説明)

説明は以上です。引き続き、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の整備事業について担当課から説明いたします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、皆さんの方からご質問ございましたらお願いします。

よろしいですか。私から質問ですけれども、これはアプリをダウンロードされた方が実際に使用されたかどうかは分かるのですか。

【県側】

アクティブユーザーという形で、過去1ヶ月に起動したユーザー数というのは分かります。

【会長】

災害が起きた時は一気に増えるのですか。

【県側】

増えますし、災害が起きた期間は登録者数もかなり増えます。

【会長】

災害の時に、例えばNHKなどを見ると、QRコードが出てNHKのサイトに誘導されるのですが、そこでの差別化はどういうところなのですか。

【県側】

やはり福岡県のアプリでございますので、最も大きな違いとしては、県や市町村が災害対応するときのシステムと一部情報をリンクしておりまして、例えば実際災害が起きそうだという時に、避難所が空いているか空いていないかとか、そういう情報が分かるようになっております。そのようなデータと連携していないアプリですと、避難所がそこにあることは分かるけれども、行ってみたら空いてないというケースが起こり得るのですが、こちらは県のシステムと連携していることから、実際空いているところが分かったり、避難所の混雑状況もわかります。そういったところで差別化ができてい我想います。

【委員】

福岡県庁のアプリということですが、県庁のラインのメニューにも防災情報があるのですが、そこから登録や閲覧ができたらもっと良いのかなと思います。ラインでも似たような避難情報が発信されているので、そこうまく連携すれば、よりアクセスしやすくなり、登録者数の増加にもつながるのでは。

【県側】

おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

【会長】

他によろしいですか。どうぞ。

【委員】

私はこの前の台風の時にも利用させていただいたのですが、今後やられるということですが、今、川の状態がどうなっているのかが分かる河川情報をもう少し上の方に掲載していただくことが必要かなと。あとはダム。特に出水期等の緊急放流の際、雨がすごく降っているのにダムの緊急放流がなされると浸水する可能性が大きくなるので、緊急放流の情報等も一

緒に掲載していただくことが必要ではないかと思っています。以上です。

【会長】

情報の内容についてコメントが出るということは、事業自体は良いものなのだろうと思いますので、精度をどんどん上げて、皆さんの役に立つようによろしく願います。

【県側】

ありがとうございます。

【委員】

市町村の立場から言うと、市町村もそれぞれ情報発信をしています。うちの町でいうと、例えばエリアメールでまず連絡がいきますが、ホームページとか SNS でも情報を発信しますし、あとは屋外の防災無線で流すのと、あとは FM ラジオを通じて、自動起動でラジオからも流れる。テレビのdボタンでもそれぞれの情報が見られるようにしています。あとは、先ほどダムの情報の話もありましたが、町の方で見ているのは、気象庁からの情報。今後の雨の降り方とか、河川の水位、それからダムの入りと出の状況ですね。それから県南でいうと、有明海の干満がいつになって、筑後川に流れこむ水門が開いているのか閉まっているのか、今後どうなっていくのかというところ等をチェックしています。

一般の方向けにどこまでやるかというのは難しいと思いますけれども、一番必要な情報がどこにいったら取れるのか、それをこのアプリの中に全部入れ込む必要はないと思いますけれども、整理している部分に飛ぶような形になれば、欲しい情報にたどり着けるようになるのではないかと思います。

【会長】

今は、市町村などのローカルな個別の情報に飛べるようにはなっていないのですか。

【県側】

今は、その地域、市町村で例えば大雨注意報や大雨警報が発表された場合は、それが分かるようにプッシュ通知が発信されるようになっておりますけれども、アプリを導入、作成した際に、できるだけシンプルで使いやすいものにするということを一つの基準としましたことから、委員がおっしゃるように全部盛り、当然できた方がいいところもあると思いますが、市町村がローカル情報として発信している気象警報と言われるものや、市町村が発表する避難指示や避難状況、潮汐の干満の状況、ダムの状況などについては、現状では見えないところでございます。

【会長】

県民一人一人が、個人のレベルで必要な情報をどうやったらうまく取れるかという観点で考えていただけたら。

【委員】

今市町村の方でやり始めているのは、冠水して通行できない道路の情報を、なるべくリアルタイムで分かるような形でお伝えする、なかなか難しいですが、それを今、各市町村で工夫しながら、市民の皆さんの情報とかも組み込みながらやろうとしていたりもするので、それを全部アプリに入れ込むのは無理だと思いますけれども、そういう動きもありますので参考にしていただけたら。以上です。

【会長】

連携の仕方をうまく考えて、県民に情報がうまく伝わる方法を考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。他によろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

先ほどの話の流れからも、載せるべき情報というのは取捨選択が必要であると私も思いますけれども、一方で、非常に多様化が進む中で、多言語化をどの程度まで図っていくのかとか、また今はインバウンドの方が街中にたくさんおられる中で、このまもるくんの中に組み込む話とは違う部分であろうとは思いますが、例えば定住されておられる外国人の方ですとか、或いはインバウンドの方向けの災害情報の発信ですとか、そのあたりについて、この事業或いは別の事業でどのような形で今後考えておられるのかを教えてくださいと思います。以上です。

【県側】

まず、現状についてですが、このアプリは多言語化にも対応しております。日本語も含めて全部で6ヶ国、英語、中国語の簡体・繁体、韓国語、ベトナム語の全部で6言語に対応しており、福岡県と関わりが多いところの言語を採用しているところでございます。今後、この多言語化については状況に応じて検討していくことになろうかとは思いますが、例えばフランス語圏の方が増えれば当然フランス語に対応していく必要があるかと思っております。

【委員】

ありがとうございます。インバウンドについては対応が難しいところがあり、観光危機管理の部分はこれからだと思います。状況はわかりました。ありがとうございます。

【会長】

多言語化したから終わりということではなくて、情報がきちんと伝わるということが目的ですので、そこを見失わないようによろしくお願いします。他によろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

成果指標について、今、福岡県の人口は510万人前後と理解していますが、その中で目標が30万人というのは、数字として妥当なのかと。ちょっと少ないのではないのかというのが正直な私の意見です。また、今国内で一番危惧されている警固断層の地震等、災害がいつ起こるかわからない中で、私は北九州ですけれども、やはり福岡市の警固断層のこともすごく気になるので、そういった情報も提供していただければと思います。以上です。

【会長】

目標が30万人では少ないのかというご意見です。

【県側】

まずは20人に1人ぐらいは入れてもらおうということで、30万人という目標値を設定しておりますけれども、もちろん30万人に達したから終わりということではなくて、もちろん県民の皆様に入れてもらえれば一番良いので、そこについては30万人で留まるのではなくて、30万人に達成したとしても、それ以降もプロモーションと登録促進については頑張っていきたいと思っております。

【会長】

他に皆様からございませんか。どうぞ。

【委員】

事業費が全体で約1,000万円となっていますが、これはプロモーションに全部使うのか、システム改修にも使うのでしょうか。

【県側】

資料に記載しております1,083万円余については、システムの保守費でございます。

【委員】

プロモーション活動も実施すると書かれていますが、こちらには使わないのですか。

【県側】

プロモーションについてはまた別途プロモーションの予算というのを計上しております、そちらに基づいて実施いたします。或いはお金のかからない形でのプロモーションも行う方向で動いております。

【委員】

プロモーション活動についてこの事業の予算からは捻出されないが、「事業の実施に向けた工夫」の欄にはプロモーションについて書かれている。要は、成果指標の登録者数を30万人も増やすことに対して1,000万を使うのか、それとも見直し内容にある令和6年度に地震メニューや河川カメラ画像等を表示する機能を追加することに使われるのか。今アプリのサイトを見たらエラー等も出ているみたいなので、そういった保守等にも使うと思うのですが、年間1,000万という額はアプリに対して安くない費用なので、何に使われるのかを具体的に教えてください。

【県側】

この1,000万についてはシステムの保守運用に関するものでございまして、毎月のサーバーの運用経費や、情報発信がうまくいかなかった場合のメンテナンス費用等にこの1,000万円余りが使われているところでございます。

【委員】

ということであれば、この登録者数の指標は事業費に基づいていないので、KPIと事業費をどのように評価したら良いのかがわからないのですが、20万人から30万人に増やすことに使われる訳ではないのですよね。維持するための予算だと。

【県側】

そうですね。

【委員】

それはどこにも書かれていないので、きちんと書く必要があると思います。予算が何に使われるのかが分からないので。

【会長】

一旦引き取らせていただいてよろしいでしょうか。

要は、行革審としては、経費がかかっている部分については、どこに使っているのかをもう少し明確に見せるような形にしていきたい。また、実際に活動されているところは、別枠の人件費なり時間なり、この別枠のところでプロモーションを進められたと思いますけれども、そこがわかりやすく説明できるようにしていただければと思います。

今の説明のとおり、システムの復旧、保守に係る予算ということでありますので、この事業費の部分については毎月かかる固定費になると思います。活動を増やすとなれば、人件費が増えていくということになるかと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

【委員】

今の話ですと、プロモーション費用は別にあるということですね。

【県側】

プロモーション経費につきましては、当然、我々職員が動いている部分もありますけれども、それ以外でお金がかかるものにつきましては、例えば今回、まもるくんの改修をいたします

けれども、それについては別途予算を計上させていただいております。今回はあくまでも整備事業ということで、保守事業についてのみになっています。

【会長】

それは、他の事業で別に予算があるので、ここには数字として上がってこないという意味ですか。それとも、この事業でお金を使っているけれども、上げていないという意味ですか。

【県側】

事業区分を複数に分けておりまして、今回の評価の対象となったのが、その保守の部分だったということです。

【会長】

つまり、まもるくんを進めていくためには、実はこれだけではなくて、別途予算があります。そういうことですね。それはあまりよろしくない気がしますが。要は、県の事業区分というのは、こういう活動を行うためにこういうことをやっていて、これだけお金がかかっていますというような形で全体をまとめていただかないと、なかなか評価が難しいと思います。

【委員】

この1,000万の妥当性が分からないので、そこが分かれば良いです。

【会長】

今のところ1,000万は保守費用だけだと言われています。

【委員】

それをきちんと書かないと分かりません。プロモーションの話は全然関係がないので、こちらに記載する必要がないと思います。サーバーメンテナンスの話も、月々かかる固定費の話とかも全然分からないので、保守に関してはそういったところが分かるように明細を書かなければいけないのではないのでしょうか。改修事項についても、去年まではこれだけ改修していて、今年度はここを改修しますとか、改修費用が入っているのか入っていないのか、それも明確にする必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ評価が難しいです。保守だと言われたらそうだろうなと思って理解するのですが、書いてある内容と実際にやっていることの辻褄が合っていないところがありますので。

【会長】

まとめますけれども、この事業全体でやられているところに実際どれだけのコストがかかっているか、それがどういった配分で使われているのか、そこをもう少し明確にさせていただいた上で、また資料を出していただけますでしょうか。

【県側】

分かりました。

【会長】

他にございませんでしょうか。

それでは次に進みます。自転車活用推進事業について説明をお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。皆様の方からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

【委員】

よろしいでしょうか。聞き逃したのかもしれないのですが、事業概要のところでは三つの事業があるということですが、成果指標について、1番目の自転車通勤普及促進に関する

ころは、あえて成果指標を設けられていないのか、例えば指標の①に含まれているのか、そのあたりを教えていただければ。

【県側】

普及促進については、成果指標の目標設定がかなり難しいと考えておりました、要は自転車通勤を今までできていなかった方が、県の事業をきっかけに始めたのか、線引きができないところがありますので、そこについては、成果指標を設定していないところでございます。

【委員】

今のところについて引き続きお伺いしたいのですけれども、自転車通勤をどのぐらいの方がやっていらっしゃるかというのは全体を把握されているのですか。

【県側】

把握はできていません。

【委員】

ということは、増えているか増えていないかは全く分からないということですか。

【県側】

研修を行うことによって、興味を示したというアンケート結果はありますけれども、その後実際にその方が自転車通勤をされたかどうかということについては把握しておりません。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

アウトプット、アウトカムの指標というのは難しいと思いますけれども、インプットの指標というのは当然設定できるのではないですか。このためにどういうセミナーを何回開催したか、とか。そういう数字があるのではないですか。

【県側】

1に記載している事業は今年度から実施するものであり、過去にこういったセミナーを実施しておりませんので、数字がない状況です。今年度については、セミナーの講師等について現在調整中でありまして、12月以降、1月以降を目処に考えております。

【委員】

これまでは事業概要の2、3のみを実施していたけれども、今年度から1の事業を始めたいということなのではないでしょうか。

もう一つは、通勤とかサイクルスポーツとはまた違って、メルチャリ等の利用者が、特に若い人を中心に増えていると思います。そういうメルチャリ等の普及については、どのように連携しているのか、或いはそれをどう捉えているのか、そういったところをお伺いしたいのですけれども。

【県側】

まず1点目につきまして、令和2年度は自転車通勤の普及に関する動画を作成し、令和3年度はポスターを使って啓発を行ってまいりました。令和4年度、5年度については、福岡じつうチャレンジと称し、個人の方に向けて自転車通勤の普及啓発事業、応募型の企画を募っておりまして、それに応募していただいた方が、自分の目標を達成したかどうかという、そういうものを事業としてやっております。

【会長】

確認ですが、今お答えいただいている一番の自転車通勤普及促進を、そういう形でこれまでやってきているわけですね。

【県側】

はい。2番目チャリチャリの関係についてですが、県では、令和3年4月に県庁舎にシェアサイクルポートを設置しております。シェアサイクルの普及に取り組む為に設置しております。今後も、県の総合庁舎や県の県有施設へのポートの設置について検討を行っております。設置スペースや安全面の観点からまだ設置できておりませんが、引き続き関係部署と調整していきたいと考えております。

【委員】

シェアサイクルに関しては、ポートを増やすかどうかとか、そういうことはここには書かれていないと思うのですが、この事業とは関係ないということですか。どこかに書かれていますか。

【県側】

この事業と直接関連があるものではなく、先ほど説明しましたのは、県の庁舎とかにその設備を置くというものなので、県有財産の改修等の予算であって、当課が行っている自転車活用推進事業に予算計上して実施するものではありません。

【委員】

予算は別だが、連携はしているということなのではないでしょうか。それともしていないのか。

【県側】

庁舎を所管している部署に対して設置をお願いするという形です。自転車通勤をされている方もいらっしゃいますので、設置に向けて協議したり、そのような形での連携は行っております。

【委員】

それはもうこれは書かなくてもいいと。予算を使っていないから、書かなくても良いということですか。予算を使っていなくても、そういった相談等をされているのであれば人件費がかかっているのかもしれないし、自転車の活用を全体的に推進していく時に、シェアサイクルはこの先外せないと思いますけれども、そのあたりもしっかりと位置付けていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

【委員】

同じような趣旨になりますが、自転車の活用推進を進めようとした際に、自転車が乗りやすい自転車専用道とか、道路環境の整備というのがどうしても必要。もちろん県土整備部の所管なので、交通政策課で所管していないことは分かっていますが、そのあたりの統一的な県の考え方というか、自転車活用を進めるにあたり、県土整備部としてはこういう方針なり考え方に基づいて、こういう風に動こうとしています、といったものがあるのでしょうか。

【県側】

自転車活用推進計画というものを策定しております。その中に、県土整備部の役割として、矢羽根型路面標示による安全対策等の自転車をより運転しやすくするための環境整備を進めていくことは記載しております。目標設定もしています。

【会長】

今答えられた部分というのは、予算的には別になるため、この資料には入っていないということですか。

【県側】

そのとおりです。当課の所管ではない部分になります。

【委員】

自転車を普及促進する際には、交通安全についても徹底していらっしゃるのか。またこの事業とは関係ないのかもしれませんが、そこも併せて進めているという理解でよろしいでしょうか。

【県側】

交通安全につきましては、自転車を購入する際の保険加入については、自転車の販売業者の方に周知をお願いしております。しかし、また所管の話になりますが、交通安全の面については生活安全課の方で、また警察の方でも連携しながら取り組んでおりますので、所管が別になります。

自転車の活用推進というのは、庁内関係課、警察も含めて連携してやっているのですが、今回評価の対象となったのが、自転車の活用に関する様々な事業の中のこの事業、ということです。

【会長】

なかなか評価が難しい、切り出しが難しいですが、他にご意見はございますでしょうか。

【委員】

自転車通勤によるメリットとはそもそもどういったものでしょうか。そのメリットに対して予算を使っているのですよね。私が自転車通勤に関する知見があまりないので、元も子もない話ですが簡潔に教えていただけたら。その自転車通勤によるメリットに対して、県としてアプローチしなければいけないという判断で予算を使うのだと思いますので、そこを教えていただけたら。

【県側】

まず自転車通勤を推進する理由としては環境問題です。公共交通機関とか、自転車を使うことによって、車に比べ二酸化炭素排出量が削減されます。2点目としましては、自転車や公共交通機関を使うことで歩くことが増え、健康維持に繋がること。そういうことで、県民の健康増進、環境保護ということも含めながら、この事業を推進しております。

【委員】

そうすると、KPIはそこになると思っていて、CO2をどれぐらい削減したの、健康増進がどれぐらいなのというところに紐づいていないといけませんので、そのことが明確にKPIにならないと、エビデンスになりにくいと思います。ステーション設置数とか、そういったことではないのではないかと思いますので、ご指摘させていただきます。

【会長】

私の意見ですが、本当はもっと長いスパンで取り組むものだと思います。

自転車で通勤する人が、世の中に万単位で増えていくという形で、ヨーロッパ的な姿を想定すると、そう簡単にはできない話です。言われるように、大きな、トータルで自転車をどう捉えるかというところから始めて、社会も道路も変わらないといけませんし、三車線の一つを自転車専用にするような、そういった思い切ったところまで本当にやる気があるのか。正直そこまでのやる気は見えないという感じですね。このKPIをいくら進めても、できるところでやろうとするとゴールは見えてこないという気がするので、そういう意味で言うと、取組のレベル感、本気度が全く見えないという気がしてしまいました。

全体像を見れば見えるのかもしれませんが、全体の中でのこの部分というところを見せていただけたらよかったなと思います。海外では、街が大きく変わっていますよね。二車線のうち一車線自転車専用にしてしまうと、すごい発想で取り組んでいますので、そのレベルと比べると、これでは100年経ってもできないよ、という意見でございます。

【県側】

ハード面と併せて、まずはこうしたソフト事業をまずはやっていくということで。

【会長】

やる時はがっつとやるか、やらないかだと私は思います。中途半端なものはやらなくても良い気がします。これでは成果が出ようがないというのが私の意見です。

皆様、何か他にございますでしょうか。

【委員】

この事業がこのまま継続するかどうかは、どのように決まっていくのですか。今回は継続縮小になっていて、このまま縮小していったらいつかは消えてしまう事業なのかなと思うのですが、この事業がどういう方向性なのか。我々はこの事業をどう評価したらいいのか。縮小しますというのは分かりますけれども、継続して予算を使う訳なので。成果を残してしていかないといけない中でどういうロードマップなのか。

これはまた来年になると違う内容のものがでてきますが、これは行政改革の全体の話ですけど、この件に関して、またどこかで分かるタイミングがあるのでしょうか。

【会長】

今の質問の主旨は。

【委員】

今回評価しているものが、来年度どう変わったかが分かるのか。去年も聞いたと思うのですが、そういうのがいつもないので。

【会長】

評価した結果で、事業がどういう形になったとか、廃止になったとか、そういう報告が欲しいということですね。

【委員】

そうですね。評価した結果がどうなっていくのかなと。基本的に今までの全体的なロードマップがない中、今みたいに全体の中の一つの事業ですと言われても、初めて知ったことが結構あるので、皆さんはどうなのかなと。行革審の委員として、全体の中のロードマップに関して、どういう数値目標でどう予算を使っていくのかということを知っていなければいけないのではないかと、自分の仕事として何をしたらいいのかがわからなくなったので質問させていただきます。

【会長】

今の全体のところのご質問についてのまとめは、この議事が終わった後でもよろしいですか。すべての議事が終わった後に、委員で議論をしましょう。

【委員】

はい。福岡県の方向性というか、県としては我々委員に何をお求めになっているのかなと。何度も聞いているとは思いますが、今回もそうですけど、そういった全体の話をしたと思います。

【会長】

わかりました。この自転車事業についてはよろしいですか。あまり評価が良くなかったのですけれども。

【委員】

すみません、少しよろしいですか。この三つの事業について、1つは途中から入ってきたというような話だったと思いますが、自転車通勤とサイクルスポーツではレベルが相当違うと思うのですよね。それを何故一緒にしているのかがよくわからないのですが。サイクルスポーツをする人は、ほとんどスポーツとしてやっていて、自転車通勤とはちょっとレベルが違うので、これを一緒にするのはどうなのかなと思います。縮小とありますけれども、焦点をどこに当てるのか。今の話だと自転車通勤の話が多かったと思うのですが、どこに焦点を当ててこの事業やっていくのかを明確にしていきたい。

もう一つは、先ほどの事業もそうでしたけれども、これは別の課がやっています、これは全体の中の一つですという話になっていて、関連して何をやっているのかがよくわからない。やはり関連事業としてどういうものがある、その中のこの部分をやっていますという説明でないと評価は難しいと思いましたので、この2点について意見を申し上げたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。今の話としては、全体像が見えない中での議論というのは、なかなか前に進まないということだと思いますし、それぞれの事業の位置付けも、全体像が見えなければ分かりにくいと。ツールド九州などの事業でプロモーションをやっていることは分かるけれども、この事業との直接の関連が見えてこないということで、やっぱり全体像が見えた中で議論をするという形が良いのではないかとのご意見だと理解しました。他にありますか。

(意見無し)

【会長】

では次に進ませていただきます。ホームレス等自立支援事業についてです。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございます。皆様からご意見ご質問ございましたらお願いします。

【委員】

ホームレスの対象に関連して二つご質問したいのですが、一つは、政令市も含んだところで目標なり数値を捉えられているという点。また、先ほどホームレスの形態が変わっているという話がありましたけれども、いわゆる定住はしていないけれども、ネットカフェ等で泊まり歩いているような方というのは結構いらっしゃるのではないかと思うのですが、そういう方々は対象になっているのか。なっていないとしたら、今後、どう考えていけばいいのかを教えてください。

【県側】

まず一つ目ですけれども、いわゆる政令市、福岡市、北九州市、久留米市などの大都市部も含めた数として163人ということになっております。

二つ目の、ネットカフェなどで居住不安定者と呼ばれる方達につきましては、この調査自体が路上で生活されているホームレスの方を目視で調査していくものですから、その数には入っておりません。そこについては我々としても非常に課題認識を持っておりまして、通常は生活に困窮された方というのは自立相談支援機関や、どうしても生活が苦しい場合は福祉事務

所で生活保護の相談をしてもらおうと、そういった仕組みがあるのですが、なかなかそこに繋がらない方も多いのではないかという声が聞こえています。実際にこのようなネットカフェなどで実質生活されているような方を把握するために色々考えるのですが、ネットカフェの協力も得づらいということで、実際にその数を調査することは非常に難しい状況にあります。こうした方を早期に発見して支援に繋げるということは我々も重要だと思っております、今まさにそういう引きこもりの方ですとか、8050の若い方などは、その近隣の方などが自立相談支援機関に相談に来られた時にそういった情報は得られるのですが、ネットカフェを転々とされているような、ある種の自立はされているが実際にはなかなか不安定な方で、いつ何時路上生活をしてもおかしくないという方々がおられまして、そういった方の把握も大事ですし、こういった支援が必要かということ、協議会において、実際に支援に携わっている方々からの報告などを得て、次の施策が必要かどうか、我々としても検討していきたいと思ひ、この事業を活用したいと考えています。

【会長】

この予算はどこに使われているのですか。

【県側】

事業ごとの内訳で言いますと、まずそのホームレスの自立支援ネットワーク事業の方は、大体250万円ぐらいがかかっています。協議会の運営自体にはそんなにお金はかかっておらず、220万円程がホームレスの実態調査で、30万円程が協議会の運営費です。それ以外については福岡県地域生活定着支援センター、こちらがやはりセンターの運営ということで非常に人件費がかかっています。

【会長】

何人くらい入っているのですか。

【県側】

支援センターに入所者がいる訳ではなく処遇する職員がおりまして、そこが保護観察所などと調整しまして、刑務所から出る方の行き先を関係先と調整するということになるので、入所施設ではございません。

【委員】

1点教えていただきたいのですが、ホームレス人数はピーク時の1,237人から今年の1月には163人と大幅に減少しているということで、これは非常に少なくなっていると思えますけれども、どういう取り組み、具体的に何がどういう効果を生んだとお考えでしょうか。

【県側】

基本的に制度自体も非常に充実してきておりまして、その当時は無かった生活困窮者の自立支援制度というものがこの間に創設されまして、例えば家賃を給付金で出したりだとか、そういった施策が出来たこと。もう一つは、国交省関係の居住支援というもので、最近よく耳にするとお思いますけれども、高齢者の方が1人でアパートに住む際に、大家が嫌がって貸してもらえないとか、そういったいわゆる要配慮者のための施策ということで、住宅セーフティネット法の方で、居住支援の施策が充実しました。そういったものが色々重なり合って、いわゆる生活保護の周辺の部分に対するケアというのが大分出来上がったので、そういう施策に吸収された部分と、もう一つは、やはり高齢のホームレスの方が長期化して、医療であるとか介護であるとか、本当は路上生活をしたいけれどもそれができなくなり、施設等に入所された方も多いと聞いております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。そうすると今は163人残っていて、この方々はもう以前からこれを見ると結構若年の人たちの割合が増えているという理解でよろしいですか。

【県側】

今残っている方の大部分は高齢の方です。若者の問題というのは、若者の方が一瞬路上に落ちるので、そこを長期化させずに先ほど説明しました居住不安定者対策で拾い上げて、路上に落ちないようにするという施策をやっているのです。路上で長期にわたり生活している若い方はあまり多くありません。

【委員】

なるほど。ではそういう数字を成果指標にしたら良いのではないですか。そういうホームレスに陥りそうな人に対して施策を出して、それでホームレスにならずに済んだ人がどのぐらいいるか、そういうものがあると良いのでは。もちろんホームレスの数でも良いのですが、自立していった人たちがどのぐらいいるのかというのがもし分かれば、そちらの方が成果指標として適切な気がします。

【県側】

居住想定者の分母がなかなか難しいところがありまして、つまりどこまでがホームレスを余儀なくされる恐れのある方かというのを数として考えることが我々としても難しく、これは国の方でも検討していると思うのですが、なかなか数字として出せるものがないという状況です。

【委員】

でもセンターが関与して自立できていった人たちが分かると思うので、そういうのを指標に出しても良いのかなと思いますけれども。

【県側】

センターというのは、地域生活定着支援センターのことでしょうか。

私が、文脈でご説明したのは、どちらかという居住不安定者で、自立相談支援機関で相談を受けた方というご指摘でしょうか。2つの名前が紛らわしく申し訳ありません。自立相談支援機関というのは、生活困窮者に対する相談支援を行っているところで、この事業にある地域生活定着支援センターというのは、刑務所とか、刑事施設から出所する際に、その帰住先を確保するセンターでございます。

【委員】

わかりました。

【会長】

そういう意味でいうと、予算の配分はほとんど地域生活定着支援センターになるということですね。

【県側】

これはどちらかという、ひいてはホームレスの予防にも繋がっていくという、金額の主従関係が逆ではないかというお話もあると思いますけれども、元々この施策体系自体は生活困窮者等ということで、生活困窮からホームレスという文脈で来ておりますが、刑務所からの出所者というのは少し毛色が違うと言われたら確かにご指摘のとおりでございます。

【会長】

定着支援センター側の指標は何も無い訳ですね。

【県側】

こちらはもともと評価書を作成する際に、ホームレスの自立支援の事業として1個で考えてしまったので、ホームレスの数を記載させていただいております。

ただ、地域生活定着支援センターの問題意識としては、刑務所からの帰住先をしっかりと確保することなので、もし別の指標が必要ということであれば、考えられるのがその刑務所から帰住先の確保がされない方の数を減らしていくような、そういった指標は考えられると思っております。

【会長】

その先は、多くのボランティアの方が動かれているのですね。

【県側】

そうですね。まさにその定着支援センターだけではなくて、実際はそのボランティアで、まさに保護司さんしかり、女性保護など色々ありますが、民生委員も含めそういった方々に支援していただいています。

【会長】

大きな社会のシステムが動くところの仕組みがちゃんと動いているかどうかを見るという意味では、かなり重要な役目のような気がします。

【県側】

先ほどご指摘いただいたように、地域生活定着支援センターから実際の帰住先に移行した件数などを、アウトプットという形で出させていただくこともできるかと思います。

【会長】

他に何かございますか。

【委員】

ホームレスの方への行政としての関与施策として、例えば生活保護との関係は、どのようになっているのでしょうか。住所が無いということはあるのですが、現所在地保護をされる場合もあるかと思えますけれどもそのあたりはどうなのでしょう。

【県側】

基本的に、居宅で生活できるような方の場合には住居を契約してもらい、ただ住居の契約をしていないから保護できないということではなくて、ちゃんと居住で生活できる方は、家を借りてもらって生活しますし、例えばその居宅で自立した生活が難しい方は、救護施設とか、施設に入っただいて、まずは日常生活を行っていただいて、最終的には居宅の方に移っていただくという形になると思います。

【会長】

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この社会をしっかりと支える事業なので、実際にうまくいっている、うまくいっていないというところをもう少し見せていただいて、逆に問題提起するくらいでも。実際は、これではとてもやられていないよというレベル感だと思うのですよね。私の周りでも、保護司であったりホームレスの面倒を見られている方がいますけども、手弁当ですので、これが成り立っているというのが不思議でならないくらい崖っぷちで動いておられると思うので。行政改革は切ることばかりではないと思いますので、もっとやらせろという話も聞かせていただきたいと思います。

それでは次に進みます。観光振興事業です。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは皆様からご意見等ございましたらお願いします。

【委員】

成果指標のところではリピーター率を指標にあげていますが、よく出てくるのは、観光客の入込客数とか延べ宿泊数とかだと思のですが、あえてリピーター率を指標に選んでいる狙いや考え方を教えていただければ。

【県側】

リピーター率を設定した理由ですが、やはり何度でも足を運んでいただく観光地づくりを進めることが一番の目的でありまして、そうすることでリピーター率が高まっていくということが一つ目。それからリピーターの方というのは、最初は政令市に行かれる方が多いと思うのですが、何度でも来ると、もうちょっと足を伸ばしてみようと。そういう方が県内周遊に繋がる可能性が高いと私たちは考えておりまして、リピーター率を上げていくというのが二つ目。それから DMO 法人の登録要件として、KPI の中にリピーター率を上げるということも設定されておりますので、その三つで、こちらのリピーター率を選定させていただいております。

【会長】

ほかにございませんか。

【委員】

福岡県のいろんな魅力を国内外の方に知っていただくことは非常に素晴らしいことだと思うのですが、一方で、例えばオーバーツーリズムの問題とかも残っています。福岡県の中でプロモーションを行う際に、オーバーツーリズムや既に何か問題が起こっているところがあるのかとか、或いはそういうことが起こらないように均衡をとりつつプロモーションを行っているのかとか、そのあたりを教えていただければと思います。

【県側】

まず、県のオーバーツーリズム向けの取り組みとしましては、まずマナーの問題。

ごみのポイ捨てであったり、トイレの使い方がわからずに結果汚してしまって観光地で問題になっているということも全国的に発生しておりますので、日本の文化やマナーをわかっていただくようなリーフレットを作り、観光案内所や駅、空港等で配布しております。それから、県では海外情報発信サイト、観光のウェブサイトを作っておりまして、そちらでもそういったマナーについての周知を図っているところでございます。

県内でも、オーバーツーリズムとまでは言いませんけれども、例えば太宰府天満宮にたくさんの方が来ておられるとか、イベントとか紅葉のシーズンの時に、一時的に集中してお客様が来られるということも起こっていますので、そういうところは局地的な課題ということもありまして、市町村の方で対応をしていただくということになっていくと思うのですが、県の方で現在宿泊税を宿泊者の方にいただいているのですが、その一部を交付金として、市町村に観光振興やそういった対策などにも使っていただくようなものをご用意させていただいておりますので、例えば市町村でそういう対策が必要ということであればそのような予算を活用いただくということも可能になっております。

それから県の取り組みのもう一つとしては、一極集中にならないように、県内にはたくさんのすばらしい観光地がございますので、そういったところも周知を図っていく。それから、ただ周知するだけだとなかなか足を運んでもらえないので、今年春から実施をしている福岡・大分デスティネーションキャンペーンという大きな観光キャンペーンに合わせて、「よかバス」というものを走らせておりまして、博多駅とか福岡市内や久留米市とか、交通結節地点から県内を

周遊するバスをたくさん走らせておりまして、そのPRに取り組んだり、県内市町村に日帰りツアーをたくさん作っていただいてその周知にも取り組んでいるところです。県内周遊を図ることでオーバーツーリズムの予防にも繋がるのではないかと考えております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

宿泊税は金額的にどのくらいが県に入ってきているのでしょうか。

【観光政策課】

18.6億円が当初予算で計上されています。

【会長】

これはよろしいですか。観光について、地域おこし、国おこしは一番大きな課題ですが、それが京都のようにオーバーツーリズムで、住んでいる人がもうどうしようもないと、来ないでくれと言うような状況にならないようにすることは確かな方向性だと思いますので、今の方向でPRを進めてもらえたらと思います。ただ評価は難しいですね、

【委員】

国内向けSNSのフォロワーは目標に達していないが、海外向けは目標を大きく達成している。中身は、単に言語を直しているだけとかではないのでしょうか。

【県側】

フォロワー数につきましては、国内向けは日本語しかないのですけれども、海外の方は多言語で実施しておりまして、その合計フォロワー数を記載しております。

コロナ禍でリアルプロモーションがちょっと難しい状況もありまして、ここ数年はデジタルに力を入れております。海外につきましては、特に発信の数、インスタグラムとか中国だったらWeChat(ウィチャット)やWeibo(ウェイボー)、フェイスブック、Xなど色々やっております、そこでPRをかけているところで上がってきているところもございまして。海外向けは既に令和8年度の数字を達成しておりますけれども、まず1年間は様子を見まして、来年も引き続きこの令和8年の数字を超えていけるかどうかというところを見ながら、検討したいと思っております。

日本につきましては、またコロナで人が動けない状況が昨年5月ぐらいまで続いておりましたので、こちらの方はプロモーションの予算がまだない状況でございまして、こちらは今から頑張っていこうというところです。

海外のインスタグラム、フェイスブック等につきましては、ネイティブのスタッフをこちらの方で準備をしております、ネイティブ目線で福岡の情報を発信していく、その国の嗜好に合った形で情報が届くようにという形でやらせていただいております。

【委員】

国内版より海外版の方が内容も充実しているのでしょうか。

【県側】

丁寧にできていることと、コロナ禍でデジタルにシフトしたということで数字が伸びている。国内もしっかり頑張っていく。

【委員】

国内版の方が内容がしっかりしていて、海外版は言語を変えただけなのかなと思っていましたが、そうではないのですね。

【県側】

やはり中国の方と欧米の方では趣味嗜好、興味が違ってまいりますので、先ほど申し上げたネイティブのスタッフが、興味を持ちそうなところを国ごとに記事にすることを心がけております。

【委員】

リピーター率というのはどのようにして調べてらっしゃるのでしょうか。おそらく年間の旅行者数などを出して、その中で、リピーターの方をまた抽出するという形ではないかと思うのですが、旅行者の数字などは資料に出ていないので。

また、大分県とデスティネーションキャンペーンをされているということですが、このキャンペーンによってどのくらい増えたのか、具体的な数字が分かるようにした方が良いと思います。

【県側】

一つ目の質問の方からお答えさせていただきます。リピーター率の調査方法ですけれども、やはりすべての人に対してリピーターかどうかを調査することはかなり難しいので、基本的にはサンプル調査という形でやらせていただいております。日本人と海外の方で手法を分けておりまして、日本人の方につきましては、NTTドコモがやられている、dポイントを使ったプレミアムパネル調査というものがあリまして、いわゆる基地局の電波情報で福岡に来られた経験があることがわかっている方に対してアンケートを行い、過去にも福岡に来たことがあるかどうかを調査しております。インバウンドの方は、なかなかそういった形で調査することは難しいところがございまして、空港とか、いわゆる出国を待たれている方に対して、留学生の方とかにご協力をいただきまして、いわゆる対面でのアンケート調査などを実施し、以前にも福岡に来たことあるかどうかを質問させていただいているところでございます。

二点目でございますけれども、福岡・大分デスティネーションキャンペーンの成果についてのご質問だったかと思っておりますけれども、デスティネーションキャンペーンは、今年の4月から6月の3ヶ月間、福岡県と大分県、各JRをはじめ関係の事業者等と一緒に国内でも最大級の観光キャンペーンでございまして、その中でいろんな取り組みをさせていただいて、コロナ禍で少なくなっていた観光客の皆様、あるいは観光産業の方々が復活できるような取り組みをということで実施させていただきました。その成果、どれくらいの方がその期間に福岡に来られたのか、あるいは経済効果があったのかということにつきましては、ただいま算定中でございまして、まとまり次第、公表させていただく予定にしております。

【委員】

先程のdポイントの話ですけれども、それではdポイントを使っている人しか調査しないということだと思いますし、調査方法が曖昧な気がします。リピーター率という指標はすごいなと思ってはいたのですが、それではあまり信憑性が無いような気がしてしまいます。信憑性の無い数字であれば、調査方法の見直しについて検討した方が良いように思いました。

【県側】

ご意見ありがとうございます。なかなか人を使つての調査というのが難しいというところがありまして、我々としてもこういう調査方法を使わせていただいているところです。実は、九州観光機構も今年度から九州観光戦略というものを進めていく中で、リピーター率の重要性というところで、同じような計測方法により調査をされておリまして、そちらとの比較という意味でも、できれば調査方法は揃えたいと考えているところでございますが、いただいたご意見については受け止めさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

【会長】

他にございませんか。それでは次に進みます。
グリーンリバー推進対策事業について説明をお願いします。

(県側説明)

【会長】

経費のほとんどは、報奨金によるものという理解でよろしいですか。報奨金に団体数を掛けると3,500万円程必要になると思いますが、予算額との差はどういったものでしょうか

【県側】

団体の活動実績により算定しております。

【会長】

登録しただけではなく、実際に活動した団体に対して支給するということですね。

【県側】

そのとおりです。

【委員】

予算が全部一般財源になっていますが、他の県でも同じように実施しているのでしょうか。

【県側】

支援内容は異なりますが、多くの県でも同様の事業を実施しています。

【委員】

一般財源で。

【県側】

はい。補助等は使えないので。

【委員】

見直しの理由として、経費の節減と、地域住民の参加意識の醸成や河川愛護意識の高揚・啓発と二つのことを書かれてあるのですが、県としてはどちらに重点を置いて拡充されるのでしょうか。

【県側】

大きな目標としては後者の方になります。そこが充実してくれば、結果として経費の削減にも繋がってくるのではないかと考えております。

両輪にはなっていますが、大きな目標としてはやはり後者。皆さんに川に親しんでもらうということも含めて、この事業の目的としております。

【委員】

そういうことであれば、この河川愛護団体の登録数というのは県が補助している団体数だと思うのですが、国の方でも同じような事業をやられていると思いますが、国の管理河川は別にして、県管理分の登録団体だけを増やしていくという認識で良いのでしょうか。

【県側】

そうですね。県の管理河川につきまして拡張を図るとというのが狙いでございますので、おっしゃるとおりでございます。

【会長】

国の管理河川においても同じような仕組みがあるということですか。

【県側】

国はこういう愛護団体登録のような制度ではなくて、協力団体という形で、補助金とか補償

金は出さず、協力してくれる団体を登録する制度となっています。あくまでも国は国が管理する河川、県は県が管理する河川についてそれぞれやっております。

【会長】

他に何かありますか。どうぞ。

【委員】

成果指標のところですけども、2番目の除草区間の登録延長のところ、令和2年から令和5年まではずっと目標値は上がっていたのですが、大規模なところが離脱してしまったとかそういうことがあると書かれていますけれども、令和6年の目標値が1,105 km、これは令和5年度の実績値と同じですが、こういう目標値の立て方で良いのですか。これは令和5年と比べて現在はもう少ないから、令和5年の実績値まで戻しましょうと、そういう考え方ですか。目標値というのは、やはり上に上げていくということだと思いののですが、令和6年度の目標値が令和5年度の実績値と同じなのはなぜなのかを教えてください。

【県側】

今委員がおっしゃられるようにちょっと後ろ向きのような感じにもなっているのですが、現実的なところで、団体数は登録と廃止がありまして、やはり廃止する団体も近年かなり増えてきているというところで、先ほど課長の方から説明しましたように、来年度から制度の拡充を考えているところがございますので、今年度は何とか現状で頑張っ、来年度から上向きに、一番伸びていたところの3%増というところを目指していこうというところで考えさせていただいたところです。そのため団体数の方も、延長の方も、現状維持というところを目標にさせていただいたという状況になっております。

【委員】

団体数の方は現状維持ですけども、登録延長はかなり減っていて、そして、令和5年度実績値と同じというのは目標値としてどうなのかと。率直にそういう感想です。実際は現状維持も難しい状況だということですか。

【県側】

今のままだと、かなり厳しい状況になってきております。やはり高齢化が原因になっておりまして、団体の構成員に高齢の方が多いというところが大きな問題といえますか、ポイントになっておりまして、そののところが今後ケアしていく意味で、新たにリモコン式草刈り機の導入等を検討しております。そこで作業負担の軽減を図って、団体数を維持しながら、新規の登録も増やしていくよう、広報活動等を行いながら今後やっていこうということで現在取り組んでいるところがございます。

【会長】

これは予算を増やして欲しいということですよ。リモート式を導入するということだから。

【県側】

そうですね。どうしてもイニシャルコストはかかることになりますけれども、効果はかなりあるのではないかと見込んでおります。

【委員】

市町村の立場から言うと、河川愛護はすごく助かっているのですよ。ただおっしゃるように、その河川愛護にしても道路愛護にしても、参加する方はどうしても高齢者がメインになっていて、若い方がなかなか入ってこられない、入ってはいいただいているのですけれど、実態として少なくなっている中で、今この河川愛護活動の写真は手で作業をしているような形になってい

ますが、それだと全然距離は伸びなくて、実際は草刈り機等でやっていて、機械が入らないところだけ手作業でやっているのだと思います。そういう中で、河川愛護の啓発が拡充の主たる理由ということであれば、延長が減っていくのはある意味仕方がないのかなという気もしていますし、また、伸ばしたいということであれば、それこそ参加人数が少なくなったとしても省力化してできるやり方を、リモコン式なのか、大きなところだったらもう乗用の草刈り機で全部やっていますし、斜面が一番危ないと思いますけれども、要は県の方で業者に委託しているやり方と、実際の河川愛護団体のやり方でかなりレベルの差があると思うので、そこをどう考えていくか、ということだと思います。

【県側】

おそらく、県の発注業者で大きな機器を使って河川除草をやられている業者はほとんどいないと思います。

【委員】

そうですね。では国の直轄河川の方ですね。

【県側】

大規模河川では、乗用のような形でやられているのですけれども、今まではその技術があまり知られていませんでした。昨今いろんなところの状況を調べましたところ、国の直轄河川で使用しているような機械よりも小さなものになるのですけれども、リモコンで斜面を除草するような機械を来年度から設けさせていただいた上で、愛護団体に貸し出すことで、労力軽減といいますか、ご高齢の方のご負担もかなり少なくできるのではないかと考え、今後、この事業を進めていきたいなど。

【委員】

やはり作業効率が全然違うので、それを進めていけば距離も全く変わってくる。

【県側】

カバー率も喫緊な課題でございまして、我々としましても、やはりできるだけたくさん除草延長が欲しいので、この拡充を行いまして、一時的には導入に係る事業費が生じますけれども、実績をどんどん伸ばしていきたいなどという狙いでこの事業を進めているところでございます。

【会長】

他によろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次は犯罪被害者対策強化事業です。

(県側説明)

【会長】

皆様からご意見ご質問ございましたらお願いします。

【委員】

事業概要の2番目に経済的支援の強化とあって、医療費等を公費負担するとありますが、この公費負担のやり方はどのような形でしょうか。償還払いでしょうか。

【県側】

まず、被害者に公費負担を希望するかどうかを聴取した上で、お金に関しては、直接医療機関に支払っております。被害者が先に支払ってしまっている場合もありますが、その時は、被害者に対して直接振り込むことができます。

【委員】

振り込みは警察本部の方から直接行うのですか。市町村は介さずに。

【県側】

そうです。

【委員】

その経済的支援の強化のところで色々事項として挙がっていますが、今は大きな犯罪の場合だと、SNSで被害者に対して誹謗中傷がなされることも起こっているかと思うのですが、或いは被害者の遺族ですね。そういう人たちが、例えば弁護士へ相談したいと思った時に、その初期費用等がこの中に入っているのかを教えてください。

【県側】

弁護士費用は入っておりません。

【委員】

そうですか。全国で同一の条件だと書かれていますけれども、やはり今はSNSの被害によりさらにトラウマが生じるようなケースもあるかと思うので、最初の弁護士費用も入れていただくということは可能なのでしょうか、お考えいただけないでしょうかというのが私の意見です。以上です。

【県側】

付け加えてご説明いたしますと、事業の中には入っていないのですが、犯罪被害者支援センターというものがございますので、そちらの方に警察の方から情報提供をいたしまして、被害者支援センターの方から、弁護士紹介とか、相談料の負担、援助を行う施策がありますので、そこでケアしているという状況でございます。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

他にございませんか。

【委員】

同じ事業概要の経済的支援のところですが、初診料など最初にかかる費用は、本来は犯罪の加害者負担だと思うのですが、そういうのも出るという理解でよろしいですか。その関係性がどうなっているのか。治療費などは請求できると思うのですが。

【県側】

そのとおりでございます。加害者負担が本来ですが、警察としましては、捜査でまず診断書等が必要になりますので、最初のところは警察で負担する形となっております。

【委員】

被害者への経済的な支援もそうですが、例えば性犯罪の被害に遭われた方はカウンセリング等を受けたりもされると思うのですが、なかなかその後に学校に行けないということもあると思いますし、そのような場合に、例えば学校に行けないことで中退して、そのあと社会に出ても働けないような、犯罪の後遺症のようなものが残る気がしていて、そういった学校に行けなくなった人達に対しての別の支援、例えばオンラインでの授業であったり、そのような支援はあるのでしょうか。

【県側】

警察の事業には入っておりませんが、そのような被害者に関しましては、スクールカウンセラ

一などと連携いたしまして、先ほど申し上げましたように当課には臨床心理士の資格を持つ職員が配置されていますので、その職員がカウンセリングという形で入りながら、必要とあればスクールカウンセラーのいる病院とか、市町村とかと連携を取りながら繋いでいくと。そのような形で警察はケアを行っています。

【委員】

ありがとうございました。やはり学校に行けない、或いはその情報が漏れ、周りに知られてしまっているの、行きにくい状況となることもあり得る。そういった場合もう少し手厚い支援が、これは学校の授業じゃないかもしれませんが、そういうものが有ればなお良いのかなど。そこまでを含めて、長いケアが出来たら良いと感じています。

【会長】

警察としましても、こういう意見があるということを知っていただければと思います。よろしく願います。ほかにごぎいませんか。

【委員】

この事業は犯罪被害者の対策なので、刑事事件が増えればこの対策も増えていくことになるかと思うのですが、刑事事件そのものが増えているのかどうか、それによって事業費も連動してくると思います。令和5年の決算と6年の当初予算では事業費が減少していますが、これは刑事事件そのものが減少傾向にあると理解してよろしいのでしょうか。

【県側】

本事業については支援の対象となる罪名が決まっております、すべての事件と連動はしておりません。このため犯罪の認知件数とイコールではないのですが、支援すべき事件が増加すれば、対応する金額も増加することもあり得ると思います。

【委員】

つまり、重犯罪や性犯罪が対象になるという理解でよろしいのでしょうか。そうであれば、そういった犯罪の件数は減ってきているということですか。

【県側】

それについては資料を持ってきておりませんので、大変申し訳ございません。予算につきましては、前年の重要事件の発生状況を見ながら算定いたしますので、確実ではないですが事件数が減っている可能性がございます。

【委員】

ありがとうございました。もしわかれば資料をいただければと思います。以上です。

【委員】

成果指標について、被害者支援活動実施率が100%を超えることを目標にされていますが、率の出し方について、件数に対して100%を超えるという考え方がよく分からないので、教えていただけますでしょうか。

【県側】

被害者支援の対象事件については、重要事件、事故、死亡事故など、ある程度範囲を定めております。すべての事件に支援が必要な訳ではないのですが、対象となる事件、あらかじめ定めている事件については当然すべて支援しなければいけないということで、そこで100%になります。その他、あらかじめ指定していない事件においても、状況によっては被害者支援を行わなければならない場合も生じます。そういう方にも、しっかりと被害者支援を行うということで、100%を超える形になっております。

【委員】

その他の部分については警察内部のレギュレーションに関わる訳ですね。事件の内容によって。わかりました。ありがとうございます。

【委員】

付け加えますが、100%やるべき支援をやった上で、1%が別のところから取っているということがわかるようにした方が良いと思います。

【県側】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

本日の議題は以上になりますが、もう少し時間があります。

先ほど、当審議会としてアウトプットを出すことが難しいというご指摘がありました。今日の審議の中でも、全体像が理解できない中、予算と事業がマッチングしない中で評価をしろうのも難しいし、県として、そこを審議会が審議しやすいような形にさせていただけるかというところが課題になってくると思います。

どういう形が良いのかはいくつかあると思いますけれども、この審議会そのものの形が、最初に挙がってくる項目を我々が選ぶ訳ではなくて、これやってくださいという形にどうしてもありますよね。我々は全体がわからないのだから。それぞれの重要性が実は分かっていない中で、県の方でこの事業が妥当でしょうということで、おそらく部をうまく跨ぎながら事業を選んでいただいている状況だと思います。うまく部を跨いで配分しており、それぞれの部がこの事業を選んでいるという認識ですが、果たして本当にそれでいいのかと。それで持ってこられて、本当に審議ができていいのかというのが、先程のご指摘だと思いますし、挙がってきた時に、先ほど言った事業区分のところと、報告の中身が合っていないということも出てきたと、いうところです。

そこで皆様から忌憚のない意見をいただいて、今年度はもう12項目を選んでいるので次回までにということにはなりませんけれども、次のことも含めて、こうした方がいいのではないかなというのを、皆様からご意見いただければと思いますので、お願いします。

【委員】

よろしいですか。最初に行政改革委員の就任依頼をいただいた時に、行政改革をこういう風にやっていくという話をいただいたと思うのですが、それに伴って行政改革委員として事業の評価をしてくださいということで引き受けたつもりだったのですけれども、前期のときも言いましたが、まず指標の出し方と、それに対する評価と予算に対して、私たちがそれが正しいのかどうかを評価することがまず難しいので、ちゃんと予算に対するKPIを各部署が出すときに、設定する根拠と、それについてどういうことを実施していくのかということと、何をもちて評価してもらって、その次の予算につなげていくのかということ、きちんとルール化するというか。

EBPMとかデータ利活用とか言っている割には、私もデータの仕事をしていますけれども、そこが全然繋がっていないので、評価のしようがない。それについて県がどのように感じているのかをお聞きしたいと思います。ただななあなあで決めればよいという話で設置されているのであればあまり意味がないと思っています。そうではなくて、行政改革委員として任命されたと思っている。委員の皆様も、自分の仕事をしっかりとしたいと思っていますので、そこに対してきちんと仕事ができるようにしていただかないといけないということを、私は前期・前々期から思っていますが、そこがあまり変わっていないというか。行政改革と言いながら何を改

革しているのかと、そう思っているところなのですよ。

私は民間で、国や地方自治体と仕事をさせていただいていますが、EBPM に沿った指標を出して、その説明をできるようなデータを現場の方に提供する仕事もしているのですが、県に関してはそこが上手く作用しないというか、ロードマップも持ってこられないし、何をしたいのかが分からないなど。何のメリットがあってやるのか、現場の方自体が方向性を見失っているものも見受けられるので、それに対して率直なご意見をいただけたらと思う。

【会長】

とりあえず他の委員からも、ご意見があれば伺います。他にございませんか。

【委員】

よろしいですか。単なる感想になるのですが。いわゆる事務事業評価を行革審の中でやっている感じがして、何を評価するかは各部任せで、各部が選んだものを事務事業評価として単に評価をしているという印象です。最初にご説明をいただきましたが、対象事業は事業費の高いものとか、県民へ与える影響が大きいと考えられるものとあるのですが、実際にそうなっているのだろうか。先程の自転車活用事業ですと、自転車で脱炭素に取り組みましようということであれば分かるのですが、その中の細分化された1事業だけを取り上げられているので、そもそも行革審で取り上げる事業の選定自体をきちんとチェックして、それにふさわしい事業なのかどうかという判断をされているのだろうかというのが不思議に感じました。

【委員】

今のご意見と関連すると思いますが、選ばれてきたものが本当に重要な事業なのかどうか。そうは思えないものもいくつもある。これまでも、今日の自転車もそうですが、本当に重要なのかなど。やはり行政改革というからには、一番大事なところから改革を進めていくべきだと思います。各部署に任せていると、各部署が取り扱いやすいようなものを出してくる可能性も高いと思うので、やはり各部署の中で一番大事なものを、例えば県土整備部であれば公共事業をやっているのもっと重要なものがあるのでは。そういう重要度の高いものから選んで欲しい。あるいは各部署の事業の一覧表なりを出して、その中から委員が指定するとか、そういうことをやらないと。これまでの事業の中には、瑣末な事業もいっぱいあったかと思うけれど、瑣末なものを議論しても、それは行政改革ではないのでは。委員の方からも、やはりこれは大事だと思うものを指定できるようなシステムがいるのではないかというのが1点です。

もう1点は、先ほども申し上げましたけど、例えば今日の自転車の事業は複数の部署で縦割りで行っているのですけれども、縦割りで行ってながらも連携はしているので、一緒にどうということをやっている、その中の一部としてこの事業がありますと、そこがわかるような資料作りをしていただきたいです。

【委員】

おそらくそれぞれの事業で、ここに出てきていないものについても、内部で評価をしていると思います。なので、全体の事業の評価をどういう風にやっていて、その中のこの部分が外部評価の対象だという全体像を示さないと、委員からの意見はクリアできないのかなど。

あとは先程おっしゃったように、縦割りで、部を超えて同様の目的に沿って取り組んでいる事業があって、その一部だけを取り出して外部評価すると、やはり今日みたいな議論になって評価できないということになると思います。

【委員】

選定もそうですが、KPI が違うとか、こういう風にした方がいいのではないかというご意見

があった後で、どうなったかが分からないまま、またKPIがよく分からない事業が毎回出てきているので、そこはどうかかなと毎回思っているところです。効果を見たいと思う。

【委員】

なので、このKPIの話もそうですが、毎年毎年予算を計上すると思うので、ロードマップを出してもらいたい。過去がどうだったかということと、何年後にどうするかということを中心に成果指標に入れたい。ロードマップが無い中で評価しても、その時その時のポイントだと難しいと思う。これは国もやっていることなので、県もやらないといけないと思います。文科省の科学技術委員もやっているが、そこではロードマップも指標も出していて、それに対して評価をして、アウトプットとアウトカムの話も出している。そういったところを県としてもやっていかないといけないと思います。ちょっと遅れている感じがします。

【会長】

せっかくこれだけの委員が集まってやっているのだから、アウトプットをうまく出すような会議になるよう、今からでも工夫を進めてください。次までは難しいと思いますので、来年度は確実にやって欲しい。

あとは個人の意見ですが、KPIについて色々意見が出ましたが、正直、我々が県の行政の中身まで入って、KPIで本当に評価できるのかと。こんなKPIを設定しましたと言われても、実態がどうか分からないので、本当は一番課題意識を持った県庁の人間が、こんな問題があるのだと、こんなKPIがあったのだけれど、これはできませんとか、こんなに上手くいきましたとか、もっと予算を付けてくれとか、そういうものを持ってきて欲しいのだけれども。単に○をくださいというのは、あまり面白くない訳です。

審議会というより公聴会に近いようなレベルでしか本当は難しいのだけれども、県が審議会を使って、県を動かそうと職員の方が来られて、この課題を審議会のアウトプットにしてくれて、何とか前に進めたいぐらいの話にならないと。我々は、これは怪しいはずだとかおかしいはずだとかは大きすぎて言えないので、ぜひ、県庁の中の課題意識を揺さぶっていただいて、その中から出てきたものを議論させていただければと思います。そうするとKPIはきちっと出てくるのかもしれないし。よろしくお願いします。

結論が出る話ではないですけども、そういう意見を委員が持ちながら、今日の議事が行われたということで。来年、どういう形になるか、よろしくお願いします。

長くなりましたが、事務局にお返しします。

【事務局】

貴重なご意見をありがとうございました。まさに関連事業が無く全体像が見えない、そういった話で、中身がわからないということになってきたと思います。色々考えさせていただきたいと思っております。

実施要領におきましても、評価の実施方法は、審議会の意見を踏まえながら適宜見直しを行うということになっておりますので、これを踏まえて来年度に向けて考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

今日は3時間にわたって貴重なご意見をいただきありがとうございました。今日いただいたご意見はしっかりと検証工夫し、次の事業の実施に向けた取り組みを進めて参りますので、今後何らかの形できちんとお示しできるようにしたいと思います。次回の審議会は10月25日金曜日の14時から、この会場で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

—— 了 ——